

## 東京都地方卸売市場条例及び規則の改正に関する概要

## I 条例改正の理由及び趣旨

卸売市場法が改正され、令和2年6月21日に施行される。

現行卸売市場法において、都道府県知事は、地方卸売市場の開設の許可、卸売業者の業務の許可等を行うこととされ、これらに係る事項については、都道府県条例で定めるとされているが、改正卸売市場法（以下、「改正法」という。）においては、許可制は廃止され、地方卸売市場と称することについて、都道府県知事の認定制が定められた。また、改正法では、都道府県条例への委任事項はなくなった。

都内の地方卸売市場は、民間事業者が開設者として自ら業務規程を定め市場を運営しており、都が開設者として運営している中央卸売市場とネットワークを形成し、生鮮食料品等を円滑かつ安定的に都民へ供給する重要な役割を担っている。

こうしたことから、引き続き、都が取引の実態を把握し、指導監督を行うなど、市場の適正かつ健全な運営を確保する必要があるため、所要の規定を整備する。

## II 条例及び規則の改正に関わる概要

### 1 規定の廃止

地方卸売市場の開設の許可、卸売業者の業務の許可及び取引に関する規定等は廃止する。

なお、地方卸売市場の認定に係る事項、取引参加者の遵守事項等については、改正法に規定するところによる。

### 2 引き続き規定を置く事項

#### 1) 市況の報告

地方卸売市場の取引状況を把握するため、開設者に対し、毎月の市況並びに卸売業者の卸売の数量及び金額の報告を求める。

#### 2) 報告及び検査

知事は、地方卸売市場の開設者に対し、地方卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、報告又は資料の提出を求め、検査を行うことができる。

#### 3) 知事の助成等

知事は、地方卸売市場の開設に係る業務の適正かつ健全な運営を図るために、必要な助言、指導、資金の融通のあっせん、その他の援助を行うことができる。

### Ⅲ 今後の予定

令和元年12月

令和元年第四回都議会定例会 条例改正案審議

(開設者の申請に基づき、都道府県知事が地方卸売市場を認定)

令和2年6月21日

改正条例・規則等施行(改正法と同日施行)